

アーク溶接作業の個人曝露測定

令和3(2021)年4月より、金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務づけられ、溶接ヒュームは個人曝露測定を用いた気中濃度測定が義務づけられています。

基発0422第4号（令和2年4月22日）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

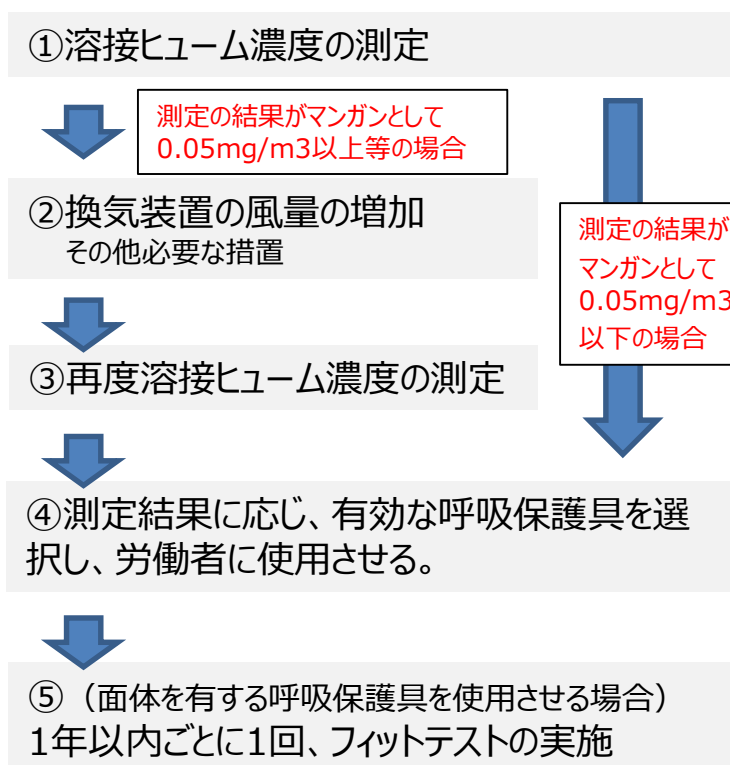
<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/000712117.pdf>

金属アーク溶接等作業とは

次の作業が「金属アーク溶接作業」に該当し、環境測定が義務づけられています。

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)

必要な措置と測定方法



東レテクノでは、溶接ヒュームについてのご相談～測定・評価結果に基づく保護具選定・環境改善までを全面サポートします。

- ・実施要否の判断支援
- ・公定法に則った測定・報告
- ・環境改善、保護具の提案
- ・フィットテストの実施

どんな内容でも結構ですのでお困り事があればご連絡ください。